

あなたの  
ための  
政治。

## 75歳以上(年収200万円以上)<sup>(※1)</sup>の 医療費窓口負担割合2倍<sup>(※2)</sup>の撤回を!

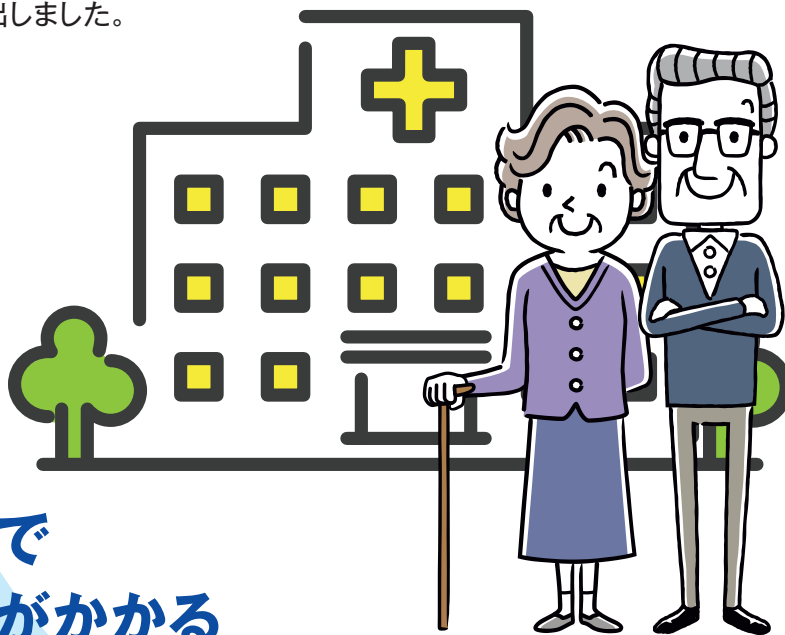
(※1) 単身世帯は年収200万円以上 複数世帯は年収320万円以上 (※2) 医療費窓口負担割合が1割から2割に倍増する

政府が提案した後期高齢者(75歳以上)の医療費窓口負担を2割に引き上げる(※)改正健康保険法等が与党等の賛成により今年の通常国会で成立しました。具体的な実施日は未定ですが、2022年度後半から導入されます。

※一定年収以上(単身世帯で年収200万円以上、複数世帯で合計320万円以上)の約370万人が対象となる見込み。

立憲民主党も、後期高齢者を支える現役世代の負担軽減が重要であるという認識は共有しています。しかし、コロナ禍の高齢者の受診抑制に拍車をかけるおそれがあることから、立憲民主党は対案「高齢者医療の安心確保のための全世代支え合い法案」を提出しました。

しかし、十分な審議が尽くされないまま、与党は5月7日に衆議院厚生労働委員会で質疑を打ち切り、強行採決で政府案を可決しました。私たちはこうした政府与党の姿勢に強く抗議した上で、政府案に反対しました。今後も立憲民主党案の実現を求めていきます。



### ■ 窓口負担の増加で 受診抑制に拍車がかかる

コロナ禍の中、ただでさえ病院に行きにくくなっています。政府は2割負担への引き上げで2022年度満年度で1,880億円の給付費減を見込んでいますが、このうち900億円は長瀬効果(※)によるものとしており、政府自ら一定の受診抑制が生じることを事実上認めています。

この900億円分の受診抑制の中に、本来必要な医療が含まれているのではないかと私たちの指摘に、政府からは納得のいく説明がありませんでした。

※例えば、患者負担が増加する制度改革が実施されると、患者の受診行動が変化し、受診回数が減少する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律案)

後期高齢者医療保険の保険料の応能負担の強化と一部国費充当によって現役世代の負担を約720億円軽減します。

①後期高齢者医療における窓口負担割合の原則1割維持

コロナ禍においては、後期高齢者医療における窓口負担割合に2割負担を導入する改正は行わない。

②2022年度以降の年度における後期高齢者負担率の特例

2022年度以降の年度における後期高齢者負担率は、当分の間、現行の算定方法により算定された率に、後期高齢者支援金の額の更なる縮減を通じて現役世代の負担の軽減が図られるようにするとの観点から定められる率(特別調整率)を加えたものとする。

③保険料の算定に係る基準の特例

政府は、後期高齢者医療広域連合が②の後期高齢者負担率の改定に対応することができるよう、速やかに、保険料の賦課限度額を引き上げる特例を設ける。

④国による費用負担

後期高齢者医療広域連合は、②の後期高齢者負担率の改定に対応するための保険料の見直しを行うに際し、中・低所得者の保険料を減額することができるものとし、国は、当該減額に係る費用を負担する。

⑤施行期日等

この法律は、公布の日から施行することとし、高齢者の窓口負担の割合など高齢者医療の費用の負担の在り方について、検討規定を設ける。

詳しくは  
こちらから



## 後期高齢者医療の負担のあり方について

### 政府案

- 病気の人に追加負担をお願いする、窓口負担の引き上げ

対象になるのは、

- 年収(単身世帯の場合)が200万円以上の後期高齢者対象者は約370万人(後期高齢者の20%)

※年収383万円以上の後期高齢者(単身世帯の場合)については、医療費の窓口負担はすでに3割負担となっている。

窓口負担の追加負担額は、

- 年間平均で約2.6万円増(配慮措置がなければ約3.4万円増)  
※約8.3万円→約10.9万円(配慮措置がなければ11.7万円)に増加

軽減できる現役世代の負担は、

- 約720億円

### 立憲案

- 病気の有無にかかわらず負担を分ち合う、保険料賦課限度額(上限額)の引き上げ

対象になるのは、

- 年収(単身世帯の場合)が約900万円以上(全国平均)の後期高齢者

対象者は約24万人(後期高齢者の1.3%)  
※年金収入のみで884万円、給与収入のみで889万円。

年間の追加負担額は、

- 年収約1,000万円(全国平均)で約8,000円/毎月  
年収約1,100万円(全国平均)以上で約15,000円/毎月

軽減できる現役世代の負担は、

- 国費の充当と合わせ、約720億円

※都道府県によって保険料率が異なるため、対象となる年収(所得)や追加負担額も都道府県によって異なる。以上の金額は、令和3年度の全国平均の保険料率で機械的に算出した金額であることに注意を要する。